

広報

No.555

2009
3/1

あいかわ

A I K A W A



編集・発行／愛川町総務部総務課
〒243-0392
神奈川県愛甲郡愛川町角田251-1
☎046-285-2111 (代)
FAX 046-286-5021
<http://www.town.aikawa.kanagawa.jp/>

仲むつまじく
いつまでも
桃の節句に思いを寄せて

CONTENTS

| | |
|---------------------------|----|
| ●特集 ストップ! 交通事故 | 2 |
| ●町政情報館 納税が便利に～コンビニ収納開始～ | 5 |
| ●保健ガイド年間予定 | 10 |
| ●保健ガイド | 12 |
| ●シリーズ家庭 | 14 |
| ●やまなみワイド・図書カードが当たるお楽しみクイズ | 15 |
| ●インフォメーション | 16 |
| ●みんなのサークルファイル | 18 |
| ●愛川トピックス | 19 |

今月の表紙は、愛川東中学校2年生の
茅 大夢君・増子純貴君が
職場体験で撮影したものです。

特集 ストップ!

交通事故

これから暖かくなると外に出る機会が増えたり、交通ルールに不慣れな新入学児童が登下校を始めたりします。また、最近では社会全体の高齢化を反映し、高齢者が当事者(被害者・加害者)となる交通事故も増えています。

平成20年の一年間で、交通事故により全国で5,155人の方が亡くなっています。過去最悪だった昭和45年(16,765人)に比べ約3割にまで減っていますが、これは道路交通法違反の罰則が強化されたことや、「飲酒運転根絶キャンペーン」の実施などによって、交通安全に対する意識が高まったためだと思われます。

このように、一人一人の交通安全意識の向上と交通ルールの順守によって、交通事故は減らすことができます。

今回は、町の交通安全に関する各種の制度や、見落としがちな交通安全のポイントを紹介します。改めて交通ルールを確認し、家庭から職場や地域へと交通安全の輪を広げ、交通事故のない町を築きましょう。

問い合わせ◆住民課交通防犯班☎(内線) 3325



桜台区「子供自転車教室」で指導する指導隊員

現在、80人(愛川支部・高峰支部・中津支部各21人、工業団地支部17人)が、街頭

- ・交通安全教育および街頭交通指導
- ・交通安全の啓発・宣伝活動
- ・交通安全施設の保持活動
- ・交通事故防止のための調査研究活動

交通安全指導嘱託員(通称:交通安全指導隊)は、交通安全推進団体の推薦により町長が委嘱します。身分は地方公務員(非常勤特別職)で、任期は2年です。職務内容には次のようなものがあります。

町民皆さんの交通安全に対する意識向上のため、警察や市町村のほか、ボランティアの皆さんが、地域に密着した交通安全指導をしています。

町の制度 1
交通安全を指導するボランティア
交通安全指導隊、交通安全母の会

交通安全キャンペーンや交通安全指導などに日夜活躍しており、町一周駅伝競走大会やふるさとまつりなど、町のイベントで交通安全整理をする姿を見掛けることも多いと思います。

交通安全母の会は、各行政区から推薦された42人のボランティアによって構成され、子どもや高齢者に対する交通安全の啓発活動をしています。

母親として家族の交通安全意識を高めるとともに、学校を訪問しての新入学児童の交通安全キャンペーン、高齢者の世帯訪問などを実施し、交通ルールの順守と交通安全の向上を呼び掛けています。

町の制度 2
チャイルドシートの無料貸し出し

道路交通法では、6歳未満の乳幼児を自動車に同乗させる場合にチャイルドシートの着用が義務付けられています。

町では、着用促進のため1歳未満のお子さんの保護者を対象に、チャイルドシート(乳児用シート)の無料貸し出しを行っていますのでご利用ください。

対象となる方◆町内在住で1歳未満のお子さんがいる家庭で、自動車を運転される方(シートは乳児1人につき1台を貸し出します)

申し込み◆シートを使用するお子さんの「母子健康手帳」と保護者の「運転免許証またはその写し」をお持ちの上、住民課交通防犯班で手続きをしてください。

万一のときの 応急支援

災害見舞金制度

交通事故や災害などに遭われたとき、応急的な支援のため災害見舞金支給制度を設けています。

対象◆町内在住で、次の被害に遭った方またはその遺族が対象です。

① 交通事故による死亡または入院を要する負傷

② 暴風雨・豪雨・洪水・地震そのほか異常な自然現象、火災・爆発などの原因による死亡・負傷

③ 前記②の災害による住宅の損壊・焼失・浸水または流失

※ 飲酒運転や無謀運転など、本人の重大な過失により発生した場合には、対象とならなくなったり減額したりすることがあります。

請求者・請求の期限◆被害者本人（未成年者の場合は保護者）または遺族が、災害発生後1年以内に請求してください。

請求に必要な書類◆おむね次のようなものが必要となります。ただし、見舞金の種類や災害の区分によって書類は異なり、必要に応じてその他の書類が必要になることがありますので、詳しくは住民課交通防犯班にお問い合わせください。

① 災害見舞金支給申請書：住民課にあります。

② 災害発生状況報告書：住民課にあります。

- ③ 交通事故証明（写し可）：自動車安全運転センターで発行します。
- ④ 入院期間を確認できる書類（写し可）
- ⑤ 死亡診断書または死体検案書（写し可）
- ⑥ 申請者と被害者の関係を証するもの

見舞金の内容◆

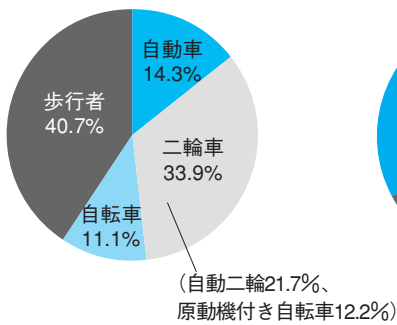
| 種類 | 災害の区分 | 金額 | |
|-------|------------|-----------|--|
| 弔慰見舞金 | 死亡 | 6歳未満 | 10万円 |
| | | 6歳以上20歳未満 | 15万円 |
| | | 20歳以上 | 20万円 |
| 傷害見舞金 | 負傷 | 3日までの入院 | 5千円 |
| | | 4日以上入院 | 5千円に、1日に付き1,500円を加算した額 ※5万円を限度とします。 |
| 住宅見舞金 | 全焼・全壊・流失 | 1人世帯 | 2万円 |
| | | 2人以上の世帯 | 5万円 |
| | 半焼・半壊・床上浸水 | 1人世帯 | 1万円 |
| | | 2人以上の世帯 | 3万円 |

神奈川県警察の資料から

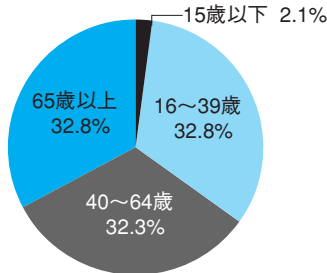
平成20年交通死亡事故の分析

平成20年（1月1日～12月31日）に、神奈川県全体で発生した交通事故は44,876件で、53,235人が負傷し、189人が尊い命を亡くされています。事故件数は減少傾向にあります。二輪車による事故と高齢者が関係する事故はあまり減少していないのが本県の特徴です。事故原因の多くは、スピードの出し過ぎや不十分な安全確認、無理な追い越しや横断などによるものです。

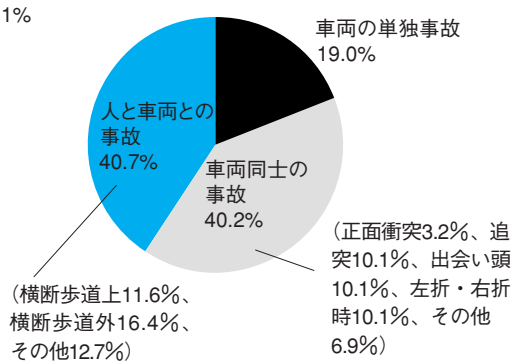
〈死亡した方の状態〉



〈死亡した方の年齢層〉



〈死亡事故の発生状況〉



※表示単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、内訳の計と合計とが一致しない場合があります。

◆平成20年 厚木警察署管内（愛川町・厚木市・清川村）の人身事故発生状況

| 区分 | 件数 (件) | 死者 (人) | 負傷者 (人) |
|-----|--------|--------|---------|
| 愛川町 | 243 | 1 | 286 |
| 厚木市 | 1,751 | 13 | 2,121 |
| 清川村 | 27 | 0 | 33 |
| 合計 | 2,021 | 14 | 2,440 |

交通事故のない町を目指して

交通事故防止のポイント

道路を歩くとき

- 近づいてくる車があるときは、無理に横断せず通りすぎまで待ちましょう。特に高齢者で、車を見ていたのに「まだ間に合う」と思って渡り、事故に遭うケースが増えています。
- 少し遠回りでも横断歩道を渡るようにしましょう。「荷物を持っているから」「面倒だから」などの理由で、遠回りになることを避けて手近な場所から渡り、事故に遭う人が多くなっています。
- 青信号でも、右折・左折車の動きに注意しましょう。
- 自分がライトに照らされているからといって、必ずしも自動車の運転者が気づいているとは限りません。車が止まったのを確認してから渡りましょう。
- 夜の外出時は、明るい色の服を着たり反射材を活用したりするなど、自分の存在をアピールしましょう。

自転車に乗るとき

- 13歳未満の子どもを自転車に乗車させるときは、保護者はヘルメットを着用させるように努めなくてはなりません。子どもが運転するときだけでなく、保護者が運転する自転車に同乗させるときも着用が必要です。
- 特に高齢者は「前かがみの姿勢」が危険発見の遅れにつながります。意識的に背筋を伸ばし、視線を前に向けて運転しましょう。
- 夜間は必ずライトを点灯し、反射材なども活用しましょう。
- 自転車が歩道を通行できる場合には一定の制限があります。次の①から③にあてはまる場合は通行できますが、あてはまらない場合は車道の左側を通行しましょう。
 - ① “自転車の歩道通行可” を意味する標識（下図参照）があるとき。



「自転車および歩行者専用」の標識

- ② 子ども（13歳未満の方）や高齢者（70歳以上の方）、法律で定める身体障害者が運転しているとき。
- ③ 道路工事中など、道路や交通の状況によって、やむを得ないと認められるとき。

- 傘を差しながら運転してはいけません。傘を差しながら運転すると、バランスを崩しやすくなり、転倒する危険があります。

自動車に乗るとき

- 後部座席を含めて、全ての座席でシートベルトを着用しなければなりません。子どもには成長や体格に合わせて、チャイルドシートを正しく着用させましょう。
- 飲酒運転は絶対にやめましょう。飲酒運転は高い確率で人命を奪うきわめて危険な行為です。本人だけでなく、飲酒している人に対して運転を求めたり同乗したりすると、懲役刑や罰金刑などの処分を受けます。
- 夕暮れ時には、「発見の遅れ」「見落とし」などにより、事故が多発します。歩行者などの接近を早く知り、周囲にも自分の存在を知らせるために、前照灯は早めに点灯しましょう。
- バックする際はミラーだけに頼らず、必ず顔を後ろへ向けて実際に目で確認しましょう。
- 左折する際には、左側端を通行してくる二輪車や自転車がないか、必ず確認しましょう。また、ミラーには死角部分がありますので、必ず目視で補いましょう。左折する際は早めに合図をして、あらかじめ左側端に寄り、二輪車や自転車が割り込まないようにすることが大切です。

二輪車に乗るとき

- 二輪車事故の特徴は、「右折・左折するとき」「出会い頭」の事故が多いことです。前方確認をしっかり行いましょう。また、二輪車は小さいために見落とされたり、距離感を見誤られたりすることがあることを十分認識してください。
- ヘルメットを首に掛けたり、あごひもが緩んでいたりすると、事故に遭った時ヘルメットが外れ、大事故になりかねません。ヘルメットは正しくかぶりましょう。
- 二人乗りをするには年齢や経験年数など、一定の制限があります。また、バランスの取り方など、一人で乗るときとは運転性が異なりますので、十分注意しましょう。
- 車体が大きなバスやトレーラーなどを追い越すには、相当な距離と時間がかかります。車体の小さな二輪車は周りから見づらいため、対向車がよけてくれるとは限りません。無理な追い越しはやめましょう。

毎月1日は「県民交通安全の日」、毎月15日は「高齢者交通安全の日」です。子どもから高齢者まで、全ての人が、交通事故に遭わない、交通事故を起こさないよう意識し、交通ルールを学び直す日にしましょう。

新年度から納税が便利に コンビニ収納を開始します！

皆さんの利便性向上のため、従来の金融機関や役場の納付に加え、町税をコンビニエンスストア（コンビニ）で納めることができる「コンビニ収納」を開始します。

仕事の都合などで平日の昼間に納付に行く時間が取れない方は、休日や夜間を問わず、町内はもとより日本全国で納付することができます。手数料は掛かりませんので、ぜひご利用ください。

コンビニ収納ができる税目と開始時期◆

- ・個人町県民税（特別徴収を除く） 6月から
 - ・固定資産税・都市計画税 5月から
 - ・軽自動車税 5月から
 - ・国民健康保険税 6月から
- ◆**コンビニ収納できないもの**
- 次の場合は、いずれも納付書にバーコードが印字されておりませんので、金融機関や役場で納付してください。
- ・納付書1枚の納付金額が30

取り扱いができるコンビニ◆次のコンビニの全国の店舗で取り扱います。

| | | |
|-----------|-------------|------------|
| エーエム・ピーエム | エブリワン | MMK設置店 |
| くらしハウス | ココストア | コミュニティ・ストア |
| サークルK | サンクス | スパーク北海道 |
| スリーエイト | スリーエフ | 生活彩家 |
| セイコーマート | セーブオン | セブン-イレブン |
| デイリーヤマザキ | ファミリーマート | ポプラ |
| ミニストップ | ヤマザキデイリーストア | ローソン |

万円を超える場合
・全期前納報奨金専用の納付書で納める場合
・各税目のコンビニ収納開始時期より前に発行した納付書で納める場合

お問い合わせ◆税務課収納班
(内線) 3284

軽自動車・原動機付自転車など 変更後の手続きはお済みですか

軽自動車税の納付書は5月上旬に送付しますが、課税基準日は4月1日です。お持ちの軽自動車や原動機付自転車について変更があった方は、3月31日（火）までに必ず届け出てください。

届け出をしないまま次のような状態になっていませんか。届け出をしないとその後税金がかかります。該当する場合は、すぐに届け出をしてください。

- ・他人に譲った、あるいは盗難や紛失で手元がない。
- ・盗難に遭い、警察には盗難届を出したが、役場には届け出をしていない。
- ・故障などで、もう乗れそうにない。

お問い合わせ◆税務課町民税班
(内線) 3273

届け出

1. 原動機付自転車および小型特殊自動車は、愛川町役場で手続きをします。

| 事由 | 届出名 | 届け出に必要なもの |
|---|-------|--|
| ○廃棄・処分するとき ○町外へ住所を変えるとき ○町外の人に車両を譲るとき | 廃車届 | ・印鑑 ・標識交付証明書 ・標識（ナンバープレート） |
| 盗難にあったとき | 廃車届 | ・印鑑 ・警察への盗難届の届出日と受理番号 ・標識交付証明書 |
| 町内の人に車両を譲るとき | 名義変更届 | ・新・旧所有者の印鑑（または、旧所有者からの譲渡証明書と新所有者の印鑑） ・標識交付証明書 |

| 車種 | 名称・所在地 | 電話番号 |
|----------------------------------|---|---|
| ○三輪・四輪の軽自動車 (貨物・乗用660cc以下のもの) | 軽自動車検査協会神奈川 事務所相模支所 (愛川町中津4071-5) | 三輪・四輪については、 ☎ 284-4550 二輪については、 ☎ 285-1888 |
| ○二輪の軽自動車 (125cc超～250cc以下) | | |
| 二輪の小型自動車(250cc超) | 相模自動車検査登録事務所 (愛川町中津7181) | ☎ 050-5540-2037 |

2. 軽自動車および二輪の小型自動車などの場合は、次の機関にお問い合わせください。

住民課休日窓口を開設します

住民異動が多くなる時期を迎えます。平日に手続きに來られない方のため、住民課休日窓口を開設しますのでご利用ください。

開設日時◆3月21日(土)・22日(日)・28日(土)・29日(日)・4月4日(土)・5日(日)・11日(土)・12日(日)

午前8時30分～午後5時
場所◆役場1階住民課

取り扱う業務◆

・転居、転入、転出などの住民異動届および住民票の写

しの交付

・印鑑登録および印鑑登録証明書
の交付

・戸籍謄抄本の交付

・外国人登録および外国人登録原票記載事項証明書の交付

※平日の電話予約による土曜、日曜日の住民票の写しおよび印鑑登録証明書の交付も、引き続き行っていきますのでご利用ください。

問い合わせ◆住民課住民窓口
班(内線) 3312

ごみの分け方・出し方 (カレンダー)は新聞折り込みで

平成21年度の「ごみの分け方・出し方(カレンダー)」は、3月23日(月)の朝刊(朝日・毎日・読売・産経・日本経済・神奈川・東京新聞の7紙)に折り込みます。

同日以降、町役場、半原・中津出張所など町の各施設や

コンビニエンスストアなどにも備え置きますので、新聞を購読されていない世帯の方はこちらをご利用ください。また、町ホームページからも取り出すことができます。

問い合わせ◆美化プラント

28112258

一人暮らし高齢者世帯などへ 水道料金を助成します

町営水道をご利用の方

次の表に該当する世帯に、水道料金の基本料金と基本料金の消費税相当額を助成します。

申請場所◆必要書類をお持ちの上、福祉支援課で申請してください。

必要書類◆水道料金領収書、印鑑および振り込み口座番号がわかるもの

※そのほか、表の④～⑥の世帯の方は証書、⑦・⑧・⑩の世帯の方は身体障害者手帳などの手帳をお持ちください。また、⑥～⑩の世帯で平成20年1月1日現在、町外に住居登録があった世帯は、平成20年度(平成19年分)の所得証明書が必ず要です。

県営水道をご利用の方

県営水道福祉減免制度により、水道料の基本料金と基本料金に係る消費税相当額が減免されます。対象要件など、詳しく

は県企業庁厚木水道営業所へお問い合わせください。
ただし、県営水道ご利用で、

一人暮らし高齢者世帯、母子福祉手当受給世帯、県の減免対象にならない寝たきり高齢者世帯の方は、町福祉支援課へ申請してください。
問い合わせ◆県企業庁厚木水道営業所 ☎ 224-1111

対象となる世帯◆

| | |
|----------------|---|
| ① 一人暮らし高齢者世帯 | 65歳以上の一人暮らし高齢者世帯 |
| ② 母子福祉手当受給世帯 | 町母子福祉手当を受けている世帯 |
| ③ 生活保護世帯 | 生活保護法による保護を受けている世帯 |
| ④ 児童扶養手当受給世帯 | 児童扶養手当を受けている世帯 |
| ⑤ 特別児童扶養手当受給世帯 | 特別児童扶養手当を受けている世帯 |
| ⑥ 遺族基礎年金受給世帯 | 遺族基礎年金を受けている世帯で、平成19年分の町民税が非課税または均等割のみ課税された世帯 |
| ⑦ 知的障害者世帯 | 重度(A1・A2)の知的障害者がいる世帯で、平成19年分の町民税が非課税または均等割のみ課税された世帯 |
| ⑧ 身体障害者世帯 | 重度(1級・2級)の身体障害者がいる世帯で、平成19年分の町民税が非課税または均等割のみ課税された世帯 |
| ⑨ 寝たきり高齢者世帯 | 寝たきり高齢者がいる世帯で、平成19年分の町民税が非課税または均等割のみ課税された世帯 |
| ⑩ 精神障害者世帯 | 1級の精神障害者がいる世帯で、平成19年分の町民税が非課税または均等割のみ課税された世帯 |

子育ての援助活動をしませんか ～ファミリー・サポート・センター～

町ファミリー・サポート・センターでは、子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と、援助をしたい方（提供会員）が互いに登録し、援助しあう活動を行っています。

同センターでは、生後3か月から小学校3年生までのお子さんの育児を継続的または一時的に援助する、提供会員を募集しています。保育士などの資格は必要ありませんが、町が実施する講習などを受けていただく場合があります。詳しくは子育て支援課にお問い合わせください。

活動内容◆保育所、幼稚園、小学校および放課後児童クラブの開始時間まで、または終了時間後に子どもを預かること。これらの施設への送迎なども含まれます。

報酬の基準額◆子ども一人につき1時間当たりの基準額は、次のとおりです。

※延長する場合は、各区分に応じ延長料金を別途お支払いします。

問い合わせ◆子育て支援課児童福祉班(内線) 3365

| 曜日など | 時間帯 | 基準額 |
|----------------------|-------------|------|
| 月曜～金曜日 | 午前7時～午後8時 | 700円 |
| | 午前7時～午後8時以外 | 900円 |
| 土曜・日曜日・祝日 および年末年始 | 午前7時～午後8時 | 900円 |
| | 午前7時～午後8時以外 | |



私設保育施設入所児童 保護者に助成金を交付します

保護者の経済的負担の軽減を図るため、私設保育施設に入所している児童の保護者の方に助成金を交付します。

対象となる方◆町内在住で、次の私設保育施設に入所している児童の保護者

- 愛川教会幼稚園
- 保育室さくらんぼ
- くれよん保育園

3人以上お子さんがいる世帯の方へ 家賃を一部助成します

3人以上のお子さん(第3子以降の出生が平成19年4月1日以降を養育している世帯を対象に、家賃の一部を助成します。

対象となる世帯◆次の条件をすべて満たす世帯

- ・第1子が18歳未満であること。
- ・第3子以降の出生後も町内に居住していること。
- ・父母または同一世帯者が賃貸契約者であること。
- ・毎月の家賃を滞ることなく支払っていること。
- ・平成19年分所得が、世帯全員で月額26万8千円以下であること。

エスコラ・アクアレラ・ブラジル

※町外の施設については、お問い合わせください。

助成金額◆児童1人につき、月額2,500円

申請方法◆次の①～④をお持ちの上、子育て支援課で申請してください。

- ①交付申請書

②保護者（入所児童の両親）の就労証明書

③在園証明書

④印鑑（スタンプ印は不可）
※①および②の用紙は子育て支援課にあります。また、①の

③の用紙は、各私設保育施設でも配布しています。

申請期限◆3月16日(月)

※受け付けは、土曜・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで。

問い合わせ◆子育て支援課児童福祉班(内線) 3363・3365

・生活保護法による住宅扶助を受けていないこと。

・外国籍の方は、外国人登録証明書により永住資格が確認できること。

※ただし、公営住宅や特定優良賃貸住宅、特定公共賃貸住宅にお住まいの世帯は対象となりません。

助成額◆月額家賃の3分の1（上限2万円、千円未満切り捨て）

申請方法◆次の書類をお持ちの上、子育て支援課にお越しください。

- ・交付申請書(窓口用紙あり)
- ・賃貸借契約書の写し

・平成20年10月分から平成21年3月分までの家賃領収書の写し

・平成20年1月1日現在、町外に住民登録があった方は、平成20年度(平成19年分)所得証明書

・外国籍の方は、外国人登録証明書

申請期限◆3月31日(火)

※受け付けは、土曜・日曜日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで。

問い合わせ◆子育て支援課児童福祉班(内線) 3363・3365

地上デジタル放送に移行します 平成23年7月24日までにアナログ放送終了

2011年(平成23年)7月24日までに、これまでのテレビ放送(地上アナログ放送)は終了し、地上デジタル放送(地デジ)に移行します。

地上デジタル放送を見るには

① テレビや録画機器を買い替える

地上デジタル放送対応のテレビや録画機器に買い替えることで、視聴できるようになります。新しくテレビを買い替える方は、「地上デジタルテレビ」と指定して買いましょう。地上デジタル放送に対応しているかを見分けるには、次のマークを目印にしてください。



※テレビを買い替えることに

よって、アンテナも替えなければならぬ場合がありますので、詳しくは販売店にご相談ください。

② チューナーを買い足す

専用のデジタルチューナーを接続することで、現在使っているアナログテレビで、地上デジタル放送を見ることができます。

※テレビの機種によっては、高画質の映像をお楽しみいただける場合や、データ放送や番組表を画面に呼び出すなどの、地上デジタル放送の機能が使えない場合があります。

アンテナはどいつの？

① 一戸建て住宅の場合
アンテナの種類や方向によって工事内容が異なりますので、電気店などにご相談ください。

② マンションや集合住宅の場合

アンテナが地上デジタル放送に対応しているかを施設の管理者にお問い合わせください。

地上デジタル放送で何がかわるの？

① 美しい ハイビジョンの高画質映像を見ることができ

② 便利 テレビのリモコンを使って、ニュースや天気、交通情報など、暮らしに役立つ情報を見ることができ

③ 優しい 字幕放送や音声による解説放送など、高齢者や障害者に優しいサービスが充実

④ 楽しい クイズ番組やアンケートなどにテレビのリモコンを使って参加するなど、さまざまな楽しみ方ができ

⑤ 簡単 番組表をテレビ画面に呼び出して、見たい番組を探したり、録画予約も簡単にでき

詐欺にご注意ください

テレビ調査人や工事人を名乗って不正請求を行ったり、郵便による振り込み詐欺(架空請求)を行ったりする事件がおきています。地上デジタ

ル放送対応で、総務省や町役場、テレビ局、その他関係機関がお金を請求することは一切ありません。このような請求を受けた場合には、すぐには支払わず、総務省関東総合通信局(03-6238-1944)、警察署、消費生活センターなどへご相談ください。

地上デジタル放送に関する質問・問い合わせ

総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター
0570-07-0101
(平日9時~21時、土・日曜日・祝日9時~18時)

IP電話などでおかけになる場合
03-4334-1111



春の 火災予防運動

3月1日(日)~
3月7日(土)

火のしまつ
君がしなくて
誰がする

今の季節は空気が乾燥し火災が起りやすく、強風にあおられ大火になる恐れがあります。一人一人が防火の重要性を自覚し、火災を起こさないよう注意しましょう。



固定資産 平成21年度は評価替えの年度

固定資産税・都市計画税とは

固定資産税は、賦課期日である1月1日に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している方が、その固定資産の価格（評価額）をもとに算定された税額を固定資産の所在する市町村に納めるものです。

都市計画税は、下水道などの都市計画事業の費用に充てるため、市街化区域内に土地と家屋を所有する方が、固定資産税と合わせて納めるものです。

固定資産税・都市計画税は町税の収入全体の50%以上を占めており、行政サービスを行うための大切な財源となっています。

固定資産税を公平に負担していただくため、土地と家屋は3年ごとに適正な評価額となるよう「評価替え」を行っています。平成21年度はこの評価替え年度にあたります。**税額算定のしくみ**◆

① 固定資産の評価を行い評価額を決定します。

② 評価額を基に法律で定める計算式を適用して、税額の

基礎となる課税標準額を算出します。

※原則として、評価額が課税標準額となりますが、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や負担調整措置が適用される場合には、適用後の額が課税標準となります。

③ 課税標準額に税額を乗じて、納めていただく税額を算出します。

税額＝課税標準額×税率
(固定資産税1.4%、都市計画税0.2%)

免税点◆同一の人が町内に所有する各項目の固定資産の課税標準額が次の額に満たない場合には、固定資産税も都市計画税も課税されません。

| 項目 | 課税標準額 |
|------|-------|
| 土地 | 30万円 |
| 家屋 | 20万円 |
| 償却資産 | 150万円 |

※複数所有する場合は合計額

土地の評価

土地の評価額は、総務大臣が定める固定資産評価基準に基づいて算定した「適正な時価」をいい、売買実例価額などをもとに算定します。この「適正な時価」とは、正常な条件において当事者間で成立する取引価格をいいます。町では、地価公示価格や県の地価調査価格、不動産鑑定士による鑑定評価額などを活用して算定しています。

宅地などの土地の評価額は、平成20年1月1日時点の不動産鑑定価格の7割を目途として見直しを行いました。同日以降に地価の下落が見られた地点では、7月1日までの地価動向などを反映して評価額の見直しをしています。

なお、評価額は、原則として次の評価替えまで据え置かれますが、地目の変更、分合筆などがあつた場合には、評価額が適正なものになるよう見直しを行います。

課税標準額の調整措置◆土地については、課税の公平化を図るための負担調整措置や

住宅用地の特例措置がとられています。

負担調整措置とは、評価額に対する課税標準額の割合（負担水準）が高い土地については税負担を引き下げまたは据え置き、一方で負担水準が低い土地については課税標準額をなだらかに引き上げていくことにより、税の負担を一定の水準に近づけるものです。

次に住宅用地の特例措置とは、住宅政策上の観点から特に税負担を軽減する必要があるため、次の区分により、課税標準額を軽減するものです。

●住宅用地（住宅一戸当たり）の課税標準額

| 税の区分 | 固定資産税 (土地) | 都市計画税 |
|--------------------------|---------------|---------|
| 用地の区分 | | |
| 小規模住宅用地 (200㎡までの部分) | 評価額×1/6 | 評価額×1/3 |
| その他の住宅用地 (200㎡を超える部分) | 評価額×1/3 | 評価額×2/3 |

家屋の評価

家屋の評価額は、固定資産評価基準に基づいて、再建築価格をもとに評価します。

再建築価格とは、評価替えの時点で同一の家屋を新築する場合に必要なとされる建築費のことをいいます。

既存家屋の評価額は、再建築価格に建築物価の変動割合や建築時からの経過年数による資産価値の減少分を考慮して評価額を見直します。その評価額が前年度の評価額を超える場合は、前年度の評価額に据え置かれ、新しい評価額に引き上げることはありません。

償却資産の評価

償却資産とは、会社や個人事業者が事業のために用いる機械や器具などをいい、申告書に基づいて評価します。

毎年、法定耐用年数に基づく減価率（定率法）により課税標準額を算定します。

問い合わせ◆税務課資産税班
(内線) 3278-3280

母子の健康相談とセミナーの年間予定 問い合わせ◆子育て支援課母子保健班 ☎(内線)3364

マタニティセミナー

対象◆初めて出産する方とご家族(予約制) ※4日間1コース
時間◆午後1時10分～4時(2日目のみ午前10時～午後1時)
会場◆町保健センター(2日目のみレディースプラザ)
持ち物◆母子健康手帳、筆記用具
参加費◆800円(テキスト代400円、調理実習材料代400円)

| コース | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 |
|-----|----------|-----------|-----------|-----------|
| 春 | 5月11日(月) | 5月15日(金) | 5月25日(月) | 6月1日(月) |
| 夏 | 8月3日(月) | 8月17日(月) | 8月24日(月) | 8月31日(月) |
| 秋 | 11月9日(月) | 11月16日(月) | 11月24日(火) | 11月30日(月) |
| 冬 | 2月1日(月) | 2月8日(月) | 2月15日(月) | 2月22日(月) |

※ご都合のよい方は、4日目はご夫婦でお越しください。

ばくばくキッズクッキング

対象◆1歳6カ月～就学前の子とその保護者(予約制)
時間◆午後1時30分～3時30分
内容◆幼児期の食習慣の話、簡単なおやつ作りと試食
会場◆レディースプラザ
持ち物◆母子健康手帳、筆記用具、エプロン、三角巾
参加費◆300円(調理実習材料代)

| 日 程 | | |
|----------|-----------|----------|
| 5月29日(金) | 10月21日(水) | 2月18日(木) |

もぐもぐ赤ちゃんセミナー

対象◆生後3～8カ月の子とその保護者(予約制)
時間◆午後1時30分～3時30分
内容◆離乳食の進め方・作り方の話と試食
会場◆町保健センター
持ち物◆母子健康手帳、筆記用具
参加費◆200円(テキスト代)

| 日 程 | | | |
|----------|-----------|----------|----------|
| 4月28日(火) | 6月17日(水) | 7月30日(木) | 9月16日(水) |
| 11月5日(木) | 12月18日(金) | 1月27日(水) | 3月4日(木) |

すくすく親子健康相談

対象◆就学前の子とその保護者
受付時間◆午前9時30分～11時
内容◆保健師・栄養士・看護師による健康相談、身体測定、体脂肪測定、血圧測定、尿検査など
会場◆町保健センター
持ち物◆母子健康手帳

| 日 程 | | | |
|-----------|----------|-----------|-----------|
| 4月21日(火) | 5月26日(火) | 6月23日(火) | 7月28日(火) |
| 8月25日(火) | 9月29日(火) | 10月27日(火) | 11月25日(水) |
| 12月22日(火) | 1月26日(火) | 2月23日(火) | 3月23日(火) |

※予約の必要はありませんので、ご希望の方は当日直接会場へお越しください。

予防接種の年間予定 問い合わせ◆子育て支援課母子保健班 ☎(内線)3364

予防接種を受ける前には、必ず「予防接種と子どもの健康」の冊子を読み、接種の必要性や副反応について理解しておきましょう。お子さんの健康状態をよく知っているご家族の方が同行の上、お子さんの体調が良いときに接種してください。

集団接種(ポリオ)

対象◆生後3カ月～7歳6カ月未満の子(標準的な接種期間は、生後3カ月～1歳6カ月未満)
接種回数◆41日以上の間隔を空けて2回接種
受付時間◆午後1時10分～1時45分(接種当日、会場で体温を測りますので、お早めにお越しください)
会場◆町保健センター
持ち物◆母子健康手帳、ポリオの予診票

| 春 | | 秋 | |
|----------|----------------|-----------|----------------|
| 日 程 | 対 象 | 日 程 | 対 象 |
| 4月3日(金) | 平成20年1月生・2月生 | 10月1日(木) | 平成20年7月生・8月生 |
| 4月6日(月) | 平成20年3月生・4月生 | 10月5日(月) | 平成20年9月生・10月生 |
| 4月8日(水) | 平成20年5月生と未接種児 | 10月7日(水) | 平成20年11月生と未接種児 |
| 4月13日(月) | 平成20年6月生と未接種児 | 10月14日(水) | 平成20年12月生と未接種児 |
| 4月16日(木) | 平成20年7月生・8月生 | 10月20日(火) | 平成21年1月生・2月生 |
| 4月20日(月) | 平成20年9月生・10月生 | 10月21日(水) | 平成21年3月生・4月生 |
| 4月22日(水) | 平成20年11月生と未接種児 | 10月28日(水) | 平成21年5月生と未接種児 |
| 4月24日(金) | 平成20年12月生と未接種児 | 10月29日(木) | 平成21年6月生と未接種児 |

※体調に不安がある方は事前にご相談ください。状況によっては接種を見合わせていただきます。なお、下痢をしていると接種を受けることはできません。

※接種後、ほかの予防接種を受ける際は、27日以上の間隔を空けてください。

個別接種(BCG・DPT・DT・MR・日本脳炎)

町の指定協力医療機関で接種できます。事前に電話などで確認の上、お出掛けください。

持ち物◆母子健康手帳、健康保険証、予診票

| 予防接種名 | 対象年齢と接種回数 |
|--------------------------------------|---|
| BCG (結核の予防) | 生後6カ月未満で1回接種 |
| DPT (三種混合) (ジフテリア・百日ぜき・破傷風の予防) | 1期初回:生後3カ月～7歳6カ月未満の間に、20～56日の間隔で3回接種(標準的な接種期間は、生後3カ月～1歳未満の間に3回接種) 1期追加:1期初回(3回)終了後、6カ月以上空けて7歳6カ月未満までに1回接種(標準的な接種期間は、1期初回(3回)終了後、1年～1年6カ月に達するまでの期間) |
| DT (二種混合) (ジフテリア・破傷風の予防) | 2期:11～13歳未満の間に1回接種 (標準的な接種時期は11歳) |
| MR (二種混合) (麻疹・風疹の予防) | 1期:1歳～2歳未満の間に1回接種 2期:小学校に入る前の1年間で、5歳～7歳未満の間に1回接種 |
| 日本脳炎 (日本脳炎の予防) | 厚生労働省の勧告により、現在、町では積極的な接種を見合わせていますが、特に希望する方は受けることができます。再開する際には広報紙でお知らせします。 |

※規定の接種間隔を過ぎてしまった場合は、任意接種となりますが、対象年齢内であれば、無料で接種できます。できる限り、接種間隔を守り接種しましょう。

※小さく生まれたお子さんや慢性的な病気のために、町が指定している協力医療機関以外での接種が必要な場合、予防接種専門医療機関を紹介しています。接種する前に、お問い合わせください。

乳幼児健康診査の年間予定 問い合わせ◆子育て支援課母子保健班 ☎ (内線)3364

受付時間◆午後1時15分～2時15分
会場◆町保健センター

| 月 | 4カ月児 | | 10カ月児 | | 1歳6カ月児 | | 3歳6カ月児 | |
|-----|------------|-----------|--------|-----------|---------------------|-----------|-------------------------------------|-----------|
| | 日 | 対象 | 日 | 対象 | 日 | 対象 | 日 | 対象 |
| 4月 | 7日(火) | 平成20年11月生 | 9日(木) | 平成20年 6月生 | 10日(金) | 平成19年 9月生 | 14日(火) | 平成17年 9月生 |
| 5月 | 19日(火) | 平成20年12月生 | 14日(木) | 平成20年 7月生 | 8日(金) | 平成19年10月生 | 12日(火) | 平成17年10月生 |
| 6月 | 2日(火) | 平成21年 1月生 | 11日(木) | 平成20年 8月生 | 12日(金) | 平成19年11月生 | 9日(火) | 平成17年11月生 |
| 7月 | 7日(火) | 平成21年 2月生 | 9日(木) | 平成20年 9月生 | 10日(金) | 平成19年12月生 | 14日(火) | 平成17年12月生 |
| 8月 | 4日(火) | 平成21年 3月生 | 6日(木) | 平成20年10月生 | 7日(金) | 平成20年 1月生 | 18日(火) | 平成18年 1月生 |
| 9月 | 1日(火) | 平成21年 4月生 | 10日(木) | 平成20年11月生 | 11日(金) | 平成20年 2月生 | 8日(火) | 平成18年 2月生 |
| 10月 | 6日(火) | 平成21年 5月生 | 8日(木) | 平成20年12月生 | 9日(金) | 平成20年 3月生 | 13日(火) | 平成18年 3月生 |
| 11月 | 17日(火) | 平成21年 6月生 | 12日(木) | 平成21年 1月生 | 13日(金) | 平成20年 4月生 | 10日(火) | 平成18年 4月生 |
| 12月 | 1日(火) | 平成21年 7月生 | 10日(木) | 平成21年 2月生 | 11日(金) | 平成20年 5月生 | 8日(火) | 平成18年 5月生 |
| 1月 | 19日(火) | 平成21年 8月生 | 14日(木) | 平成21年 3月生 | 8日(金) | 平成20年 6月生 | 12日(火) | 平成18年 6月生 |
| 2月 | 2日(火) | 平成21年 9月生 | 4日(木) | 平成21年 4月生 | 12日(金) | 平成20年 7月生 | 9日(火) | 平成18年 7月生 |
| 3月 | 2日(火) | 平成21年10月生 | 11日(木) | 平成21年 5月生 | 12日(金) | 平成20年 8月生 | 9日(火) | 平成18年 8月生 |
| 持ち物 | 母子健康手帳、問診票 | | | | 母子健康手帳、問診票、歯ブラシ、タオル | | 母子健康手帳、問診票、当日朝の尿、視力と聴力の調査票、歯ブラシ、タオル | |

※対象となる方には健診日の前月下旬に必要書類を送付しますので、届かない方はご連絡ください。

歯科保健指導の年間予定 問い合わせ◆子育て支援課母子保健班 ☎ (内線)3364

むしばいばい(虫歯予防) 教室

対象◆1歳1カ月児
受付時間◆午前9時30分～10時
実施時間◆午前10時～正午
会場◆町保健センター
内容◆歯科医師から虫歯予防の話、栄養士による食事・おやつの話、
歯科衛生士による口腔観察・歯みがき指導(フッ素液を配布します)
持ち物◆母子健康手帳、問診票、歯ブラシ、タオル

| 日 程 | 対 象 |
|-----------|-----------|
| 4月23日(木) | 平成20年 3月生 |
| 5月28日(木) | 平成20年 4月生 |
| 6月25日(木) | 平成20年 5月生 |
| 7月23日(木) | 平成20年 6月生 |
| 8月27日(木) | 平成20年 7月生 |
| 9月24日(木) | 平成20年 8月生 |
| 10月22日(木) | 平成20年 9月生 |
| 11月26日(木) | 平成20年10月生 |
| 12月24日(木) | 平成20年11月生 |
| 1月28日(木) | 平成20年12月生 |
| 2月25日(木) | 平成21年 1月生 |
| 3月25日(木) | 平成21年 2月生 |

※対象となる方には健診日の当月上旬に必要書類を送付しますので、届かない方はご連絡ください。

2歳児歯科検診

対象◆2歳1カ月児と2歳7カ月児
受付時間◆午後1時15分～2時15分
会場◆町保健センター
内容◆歯科検診、歯科保健指導 必要時予防処置とフッ素塗布、身長・体重測定
持ち物◆母子健康手帳、問診票、歯ブラシ、タオル

| 日 程 | 対 象 | |
|-----------|-----------|-----------|
| | 2歳1カ月児 | 2歳7カ月児 |
| 4月23日(木) | 平成19年 3月生 | 平成18年 9月生 |
| 5月28日(木) | 平成19年 4月生 | 平成18年10月生 |
| 6月25日(木) | 平成19年 5月生 | 平成18年11月生 |
| 7月23日(木) | 平成19年 6月生 | 平成18年12月生 |
| 8月27日(木) | 平成19年 7月生 | 平成19年 1月生 |
| 9月24日(木) | 平成19年 8月生 | 平成19年 2月生 |
| 10月22日(木) | 平成19年 9月生 | 平成19年 3月生 |
| 11月26日(木) | 平成19年10月生 | 平成19年 4月生 |
| 12月24日(木) | 平成19年11月生 | 平成19年 5月生 |
| 1月28日(木) | 平成19年12月生 | 平成19年 6月生 |
| 2月25日(木) | 平成20年 1月生 | 平成19年 7月生 |
| 3月25日(木) | 平成20年 2月生 | 平成19年 8月生 |

※対象となる方には健診日の当月上旬に必要書類を送付しますので、届かない方はご連絡ください。

- ③ 体調に不安がある場合は、事前にご相談ください。状況により、接種を見合わせていただくことがあります。なお、下痢をしていると接種を受けることはできません。
- ④ 接種後、ほかの予防接種を受ける際は27日以上の間隔を空けてください。

愛川町特定不妊治療費助成制度のお知らせ

町では、不妊治療のうち、医療保険が適用されず、高額な医療費が掛かる特定不妊治療（体外受精および顕微授精）に要する費用の一部を助成しています。治療終了後、お早めに申請してください。

助成対象者◆法律上の婚姻をしており、次の要件をすべて満たす方

- ① 神奈川県の特定不妊治療費助成の決定を受けていること。
 - ② 申請日に本町に住民登録していること。
- ※ 申請日の属する年度内に他市町村で特定不妊治療に係る助成を受けた方は除きます。

助成内容◆特定不妊治療に要した治療費（保険外診療）から神奈川県による助成費を控除した額を対象として、1年度1回10万円を限度に助成します。

なお、助成は通算で2カ年度まで受けることができます。

申請期限◆治療終了日から1年以内

問い合わせ◆子育て支援課母子保健班 ☎（内線）3365

県厚木保健福祉事務所からのお知らせ

県厚木保健福祉事務所を会場に、健康・福祉に関する相談、検査などを実施しています。事前に電話で予約をしてください。

申し込みと問い合わせ◆県厚木保健福祉事務所 ☎（直通）224-1111

●専門医による精神保健および認知症相談

内容◆心の病気の治療や再発予防、認知症についての相談。アルコール・薬物・シンナーなどの依存症の相談も行います。

期日◆3月2日(月)・4日(水)・11日(水)・18日(水)

時間◆午後1時30分～4時

●栄養専門相談

内容◆病気の方などの食事相談

期日◆3月3日(火)・17日(火)

時間◆午前9時30分～午後4時

●障害児者のための歯科相談

対象◆心身に障害のある方

期日◆3月5日(木)

時間◆午後1時30分～2時

●歯ぐき検診

内容◆簡単な歯肉チェックとブラッシング指導

対象◆40歳未満の方および妊婦の方

期日◆3月24日(火)

時間◆午後1時30分～2時

●エイズ無料検査

期日◆3月12日(木)・19日(木)

時間◆午後1時15分～2時45分

※電話相談は随時行っています。

●B型・C型肝炎ウイルス抗体検査

対象◆市町村や職場で行う肝炎ウイルス検査を受診する機会のない方

期日◆3月2日(月)・9日(月)・16日(月)・23日(月)・30日(月)

時間◆午後1時15分～2時45分

マタニティマークを見かけたら 思いやりのある気遣いを

厚生労働省では、妊婦さんのしるしとして、マタニティマークを定め、「妊産婦にやさしい環境づくり」を推進しています。そこで、町では、マタニティマークを通し、妊婦さんが安心して外出できるよう、母子健康手帳交付時にマタニティストラップを配布しています。マタニティストラップを付けている妊婦さんを見かけたら、皆さんからの思いやりのある気遣いをお願いします。

問い合わせ◆子育て支援課母子保健班 ☎（内線）3364



保健師
から
一言

Hib髄膜炎とは？

皆さんは、細菌性髄膜炎という病気を聞いたことがありますか？

細菌性髄膜炎とは、細菌が脳に感染する重症の感染症です。それを引き起こす主な菌が、インフルエンザ菌のb型菌と肺炎球菌などです。このうち、インフルエンザ菌のb型菌は、その頭文字を取ってHib=ヒブと呼ばれます。子どもの細菌性髄膜炎の原因菌の約6割がヒブによるもので、その病状の重さから問題になっています。

症状は？

初期症状は、発熱やおう吐、不機嫌、けいれんなどで、風邪などの症状と似ているため早期の診断は困難です。髄膜炎にかかると、治療を受けても約5%（年間約30人）の乳幼児が死亡し、約25%（年間約150人）に知的障害や聴力障害、てんかんなどの後遺症が残ります。

感染しやすい年齢は？

5歳未満（特に3カ月～2歳未満）の乳幼児がかかりやすく、日本では年間600人以上の発病があるとされ、5歳になるまでに2000人に1人の割合でかかっていることとなります。

発症を予防するには？

ヒブワクチンの予防接種があります。非常に有効性の高いワクチンと考えられており、平成20年12月下旬に発売されていますが、供給数が少ないのが現状です。ヒブワクチンは任意接種で有料となりますので、接種を希望する方は各医療機関にお問い合わせください。

ワクチンの接種スケジュール

年齢に応じ、接種回数異なります。

- ① 生後2カ月～7カ月未満の子
4～8週間隔で3回接種。その後、1年の間隔を空けて1回接種。
- ② 生後7カ月～1歳未満の子
4～8週間で2回接種。その後、1年の間隔を空けて1回接種。
- ③ 1歳～5歳未満の子
1回接種で終了。

保育園や幼稚園などの集団生活に入る前に接種を完了することが望ましいとされています。

ヘルスあっぷ相談

生活習慣病や健康についての相談に、保健師・栄養士・看護師が応じます。

期日◆3月18日(水)

受付時間◆午後1時30分～3時

会場◆町保健センター

対象◆町民の方

内容◆保健師・栄養士・看護師による健康相談、身体測定、体脂肪測定、血圧測定、尿検査など

問い合わせ◆健康長寿課健康づくり班☎(内線) 3339

※予約の必要はありませんので、当日直接会場へお越しください。

※特定健康診査・後期高齢者健康診査の結果のご相談は、国保医療課でお受けしています。(予約制)

乳幼児の健康診査

受付時間◆午後1時15分～2時15分

会場◆町保健センター

問い合わせ◆子育て支援課母子保健班☎(内線)3364

| 対象 | 期日 | 持ち物 |
|------------------------|--------------|---|
| 4カ月児 (平成20年11月生まれ) | 4月7日 (火) | 母子健康手帳、問診票 |
| 10カ月児 (平成20年6月生まれ) | 4月9日 (木) | 母子健康手帳、問診票 |
| 1歳6カ月児 (平成19年9月生まれ) | 4月10日 (金) | 母子健康手帳、問診票、歯ブラシ、タオル |
| 3歳6カ月児 (平成17年9月生まれ) | 4月14日 (火) | 母子健康手帳、問診票、歯ブラシ、タオル、当日の朝の尿、視力・聴力の調査票(記入済みのもの) |

※対象者には3月下旬に必要書類を送付しますので、届かない方はご連絡ください。

お子さんの歯科保健指導

お子さんに虫歯はありませんか?虫歯をなくして丈夫な体をつくりましょう。

期日◆3月26日(木)

会場◆町保健センター

持ち物◆母子健康手帳、問診票、歯ブラシ、タオル

問い合わせ◆子育て支援課母子保健班☎(内線) 3364

| 歯科保健指導 | 対象 | 受付時間 |
|------------------------|--------------------------|-----------------------|
| むしばいばい (虫歯予防) 教室 | 平成20年2月生まれ | 午前9時 30分～ 10時 |
| 2歳児 歯科検診 | 平成18年8月生まれ 平成19年2月生まれ | 午後1時 15分～ 2時15分 |

※育児について心配のある方は、保健師・栄養士が相談をお受けします。

※むしばいばい教室の開始時間は午前10時から、終了時間は正午ごろになります。

※2歳児歯科検診では、身長・体重測定も行っています。

※対象者には3月上旬に必要書類を送付しますので、届かない方はご連絡ください。

もぐもぐ赤ちゃんセミナー(離乳食講習会)

離乳食の進め方と作り方を学んで、お子さんに食べ物のおいしさ、食べることの楽しさを伝えましょう。

日時◆3月17日(火) 午後1時30分～3時30分

会場◆町保健センター

対象◆生後3～8カ月の子とその保護者(10組)

内容◆離乳食の進め方・作り方の話と試食

持ち物◆母子健康手帳、筆記用具

参加費◆200円(テキスト代)

申し込みと問い合わせ◆予約制ですので、3月13日(金)までに子育て支援課母子保健班☎(内線)3364へお申し込みください。



すくすく親子健康相談

お子さんの発育・発達の確認や予防接種、保護者の健康・育児の相談などに保健師・栄養士・看護師が応じます。

期日◆3月19日(木)

受付時間◆午前9時30分～11時

会場◆町保健センター

対象◆就学前の子とその保護者

内容◆保健師・栄養士・看護師による健康相談、身体測定、体脂肪測定、血圧測定、尿検査など

持ち物◆母子健康手帳

問い合わせ◆子育て支援課母子保健班☎(内線) 3364

※予約の必要はありませんので、当日直接会場へお越しください。

ポリオ生ワクチン予防接種

お子さんの体調が良いときに、お子さんの健康状態をよく知っているご家族の方が同行して、接種を受けましょう。

受付時間◆午後1時10分～1時45分

会場◆町保健センター

対象◆生後3カ月～7歳6カ月未満の子(標準的な接種期間は、生後3カ月～1歳6カ月未満)

接種回数◆41日以上の間隔を空けて2回接種

持ち物◆母子健康手帳、予診票

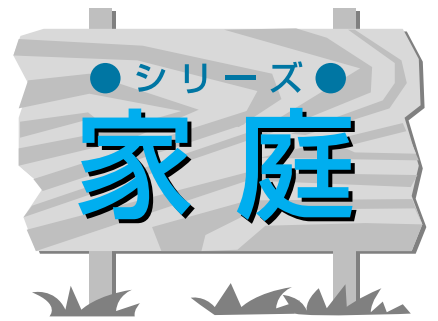
問い合わせ◆子育て支援課母子保健班☎(内線) 3364

| 期日 | 対象者 |
|----------|-----------------------------|
| 4月3日(金) | 平成20年1月・2月生まれの子 |
| 4月6日(月) | 平成20年3月・4月生まれの子 |
| 4月8日(水) | 平成20年5月生まれの子と7歳6カ月未満で未接種の子 |
| 4月13日(月) | 平成20年6月生まれの子と7歳6カ月未満で未接種の子 |
| 4月16日(木) | 平成20年7月・8月生まれの子 |
| 4月20日(月) | 平成20年9月・10月生まれの子 |
| 4月22日(水) | 平成20年11月生まれの子と7歳6カ月未満で未接種の子 |
| 4月24日(金) | 平成20年12月生まれの子と7歳6カ月未満で未接種の子 |

●予防接種を受けるときの注意

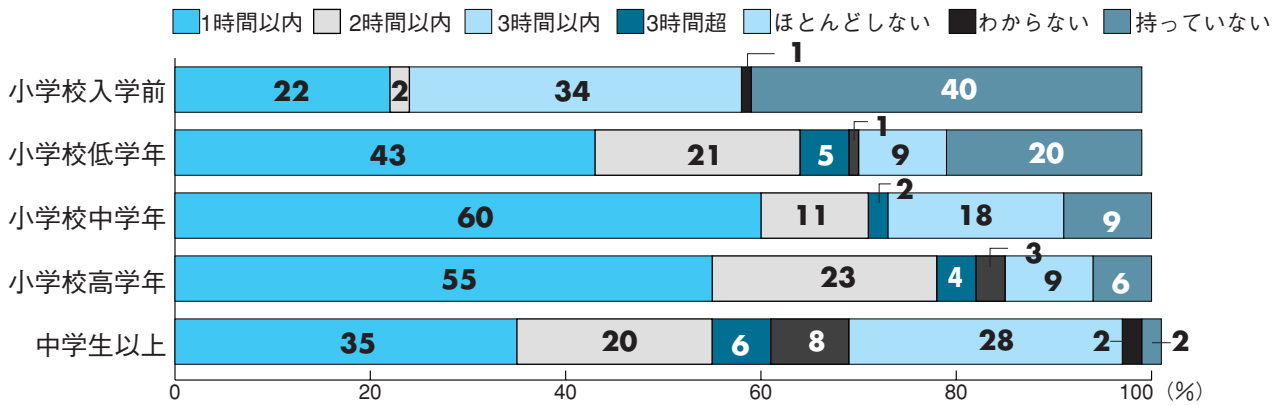
- ① 接種当日、会場体温を測りますので、早めにお越しください。
- ② 接種を受ける前に必ず「予防接種と子どもの健康」を読み、接種の必要性や副反応について理解しておきましょう。

家庭用ゲームソフトの年齢別レーティング制度をご存じでしょうか？



家庭用ゲームソフトは、娯楽として、またコミュニケーションを図るツールとして、広く社会に浸透しています。一方で、テレビゲームにのめり込み過ぎると、かえって人間関係をつくる力や他人を思いやる心が育たない、仮想と現実の区別がつかなくなるなど、子どもの健全な心の成長に影を落としかねません。特に、極端に暴力的な場面などが盛り込まれたものは、親の判断で子どもに見せないようにしましょう。例えば、ゲームソフトを選ぶ際には、ゲーム内容によって対象年齢を表示するマークがありますので、購入の際の参考にしてはいかがでしょうか。

■ゲームで遊ぶ頻度



※出典：Benesse 教育情報サイト (<http://benesse.jp/blog/20070829/p1.html>)

※表示単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

年齢別レーティング制度

家庭用ゲームソフトに含まれる表現・内容により、そのゲームソフトの対象年齢などを表示する制度です。国内で販売される家庭用ゲームソフトのすべてを対象に年齢区分マークなどの表示をするため、家庭用ゲームソフトの審査機構(CERO※)が審査しています。

※CERO：特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構

ペアレンタルコントロール

家庭用ゲーム機の中には、CEROの定める年齢区分に基づき、「ペアレンタルコントロール」機能を搭載しているものもあります。これは、子どもがプレイできるゲームの種類を保護者が制限できる機能です。保護者が、任意に定めるパスワードと対象年齢を入力すると、その設

定対象年齢を上回るゲームは、子どもがプレイすることはできません。例えば、15才のお子さんが、「17才以上対象(D区分)」、「18才以上のみ対象(Z区分)」のソフトで遊ぼうと思っても、ゲーム機は保護者が定めたパスワードを入力しない限り作動しません。

保護者へのお願い

保護者の皆さんには、レーティング制度の趣旨や内容をご理解いただき、「Z区分」のゲームソフトについては、お子さんに買い与えたり、見せたりしないように注意しましょう。また、最近の家庭用テレビゲーム機には、上記のペアレンタルコントロール機能を搭載しているものもあります。保護者の皆さんも、このような機能をご活用いただき、家庭でのテレビゲームと子どもとの付き合い方について考えてみてはいかがでしょうか。

レーティングの年齢区分マーク

年齢区分マークは右の5種類で、パッケージの表面左下部分に表示されます。またパッケージの背表紙にも帯色をつけて表示されます。(帯色はA:黒、B:緑、C:青、D:橙、Z:赤です)



年齢区分対象となる表現・内容は含まれておらず、全年齢対象である事を表示しています。



15才以上を対象とする表現内容が含まれていることを表示しています。



18才以上のみを対象とする表現内容が含まれていることを表示しています。
(18才未満者に対して販売したり頒布したりしないことを前提とする区分)



12才以上を対象とする表現内容が含まれていることを表示しています。



17才以上を対象とする表現内容が含まれていることを表示しています。



年齢区分マークはここです！



清川村

第4回 宮ヶ瀬桜まつり

愛川町の皆さんこんにちは。3月になり、日ごとに春めいてまいりました。今回は清川村の春の風物詩、「第4回宮ヶ瀬桜まつり」をご紹介します。

この時季、宮ヶ瀬はようやく暖かくなり始め、吉野桜をはじめとする宮ヶ瀬湖畔園地内の1,000本の桜が美しく咲き乱れ、園地内に架かる全長315メートルの宮ヶ瀬水の郷大つり橋などを背景にした絶景がご覧いただけます。

イベント会場となる宮ヶ瀬水の郷商店街では一般参加の各種アトラクション、各種団体によるパフォーマンスなど、さまざまな企画を用意しています。皆さん、ぜひご来場いただき、春の宮ヶ瀬をお楽しみください。

日時◆4月4日(土)・5日(日) 午前10時～午後4時

場所◆宮ヶ瀬水の郷商店街および宮ヶ瀬湖畔園地

交通◆厚木バスセンターから宮ヶ瀬行きバスで終点「宮ヶ瀬」下車、徒歩1分

※駐車場約300台(30分以内無料、30分以上2時間以内300円、2時間以上500円)

問い合わせ◆宮ヶ瀬水の郷観光協同組合 ☎ 288-1223



厚木市

荻野運動公園 〈野草園〉

愛川町の皆さん、こんにちは。寒さもようやく緩み、花の便りを聞くころとなりました。

今回は、春の訪れをひと足早く感じることのできる荻野運動公園・野草園をご紹介します。ここには約200種以上の野草約8万株が生育しています。園内には延長約800メートルの散策路が小高い丘や水辺の谷を縫うように整備されています。

そろそろ花を付け始めるフクジュソウ、カタクリ、ヤマシャクヤクなど春の野草を楽しみながら、のんびりと散策しませんか。

多目的広場やアスレチックなどのレクリエーション設備も充実した荻野運動公園へ、春を探しに皆さんおそろいでお出掛けください。

荻野運動公園〈野草園〉

住所◆厚木市中荻野1500

開園期間◆3月1日(日)～11月29日(日)

開園時間◆午前9時～午後4時30分(入園は午後4時まで)

休園日◆月曜・祝日の翌日(土曜・日曜日を除く)

入園料◆無料

交通◆神奈川中央交通バス停留所「稲荷木」下車徒歩10分

問い合わせ◆荻野運動公園 ☎ 225-2900



カタクリ



フクジュソウ



ヤマシャクヤク

お楽しみ クイズ

今月号の広報あいかわを読んで、クイズに挑戦してください。正解者の中から抽選で5人の方に、図書カード(1,000円分)をプレゼントします。

町のイベントでの交通整理や交通安全教室での指導など、年間を通じて活躍しているボランティアは、通称、何と呼ばれているでしょうか。次の中から選んでください。

- ① 環境美化指導員 ② 交通指導隊 ③ 体育指導委員

応募方法◆町内在住の方で、1人1通に限ります。はがきに答え・住所・氏名・年齢・電話番号・本誌のご感想を記入の上お送りください。(ファクス可)

締め切り日◆3月7日(土) 当日消印有効

あて先◆〒243-0392 角田251-1

愛川町役場総務課広報広聴班

ファクス 286-5021

正解と当選者は4月1日号でお知らせします。

で神奈川県宅建物取引業協会県央支部の方が相談に。(電話相談も可)

● 行政書士相談

3月12日(木) 午後1時～4時。役場相談室で神奈川県行政書士会厚木支部の会員の方が相談に。

● 司法書士法律相談

3月11日(水) 午後1時～4時。役場相談室で神奈川県司法書士会厚木支部の会員の方が相談に。相談を希望する方は住民課へ電話予約を。

※民事に関する紛争で、紛争の目的の価額が140万円を超えないものに限る。

● 人権・行政こまごと相談

3月13日(金) 午後7時～9時。レディースプラザで人権擁護委員・行政相談委員が相談に。

● 教育相談

不登校・校外生活・非行・就学相談など(来所相談)

祝日・年末年始を除く毎週月曜・火曜・木曜・金曜日の午前9時～午後4時。役場教育開発センターで教育相談員が相談に。

〈出張相談〉

3月2日(月)にレディースプラザで、3月16日(月)にラビンプラザでいずれも午前10時～午後3時。

〈電話相談〉

土曜・日曜・祝日・年末年始を除く毎日、教育開発センター☎(直通) 206-1061で受け付けています。

※相談指導教室およびスクールカウンセラー相談に関する事も、同センターにお問い合わせください。

● ハローワーク就労相談会

3月12日(木) 午前10時～午後3時。役場1階相談コーナーでハローワーク職員が相談に。商工観光課勤労福祉班☎(内線) 3523 (有線) 4782

4月から法律相談の相談日と予約方法を変更します

相談日◆第1金曜日・第3木曜日(原則)。4月は3日(金)と16日(木)を予定。

相談内容◆相続・離婚・不動産・金銭・近隣などの日常生活における法律問題

予約方法◆相談日の7日前(その日が祝日の場合は翌日)の午前8時30分から受け付け開始。(先着8人)

その他◆同一内容の継続相談は2回までとします。また、無断キャンセルした方は、その翌月分まで予約ができなくなりますのでご注意ください。

問い合わせ◆住民課住民相談班☎(内線) 3319

あいかわ町民活動応援事業実績報告会

町民皆さんがまちづくりのさまざまな場面で自主的・自立的に取り組む、公益性の高い活動を応援するため、本年度から「あいかわ町民活動応援事業」がスタートしました。

この事業は、町民皆さんが新たに企画・立案し、自ら実施する非営利の公益的な活動に対して、町がその費用を補助するもので、本年度は3事業が採用されています。

報告会では、事業の実施者の活動経過や将来の展望などについて発表し、審査員からの質疑応答なども行います。

参加は自由ですので、ボランティア活動やまちづくりに興味のある方はぜひお越しください。

日時◆3月28日(土) 午後1時～(受け付けは午後0時45分～)

会場◆役場庁舎分館(旧消防庁舎)1階会議室1・2

問い合わせ◆行政推進課行政管理班☎(内線) 3244

不用品情報

譲りたい(無償で)

▽スタッドレスタイヤ ▽フロアメリー ▽ボトルウォーマー ▽ベビーカーA型・B型 ▽マタニティーウェア ▽愛川幼稚園制服(男児・女児) ▽新生児用布おむつ ▽幼児用衣類(男児・女児) ▽こたつ・座いす ▽チャイルドシート ▽医療用ベッド・籐製ベッド ▽折りたたみ式ベッド

譲りたい(価格相談で)

▽こたつ ▽シングル布団一式 ▽和服 ▽女子制服(海老名高・有馬高) ▽中津幼稚園男児制服

譲ってほしい(無償で)

▽自転車(26～27インチ) ▽食卓用いす

譲ってほしい(価格相談で)

▽はかま ▽愛川幼稚園女児制服・ジャージ ▽ダブルまたはキングサイズのベッド

※サイズなどの詳細は、お問い合わせください。
連絡先◆住民課住民相談班☎(内線) 3319

101にちら図書館です

話題の本

- ▼革命のライオン 佐藤 賢一
- ▼小説伝記上杉鷹山 八幡 和郎
- ▼救う男たち 亀山 早苗
- ▼神様のいない日本シリーズ 田中 慎弥
- ▼飛ぶ読書室 紀田 順一郎
- ▼やまんばあさんとなかまたち 富安 陽子

開館時間

午前9時30分～午後6時

問い合わせ

図書館☎285-6963

みんなのつどい

図書館では、人形劇やおはなしなどを楽しむ「みんなのつどい」を開催します。一緒におはなしを楽しみませんか。

日時◆3月28日(土)午前10時30分～

会場◆文化会館1階リハーサル室

内容◆ボランティアサークル「おはなしたんぼぼ」の皆さんによる人形劇、絵本の読み聞かせなど

入場◆無料

問い合わせ◆図書館☎(直通) 285-6963

※予約の必要はありませんので、当日直接会場へお越しください。

今月の休日納税窓口

3月28日(土)・29日(日)
午前8時30分～午後5時

役場1階税務課で、町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料が納められます。

今月の納税・納付期限

| | |
|---------------------|-------|
| 国民健康保険税 | 第10期分 |
| 介護保険料 | 第10期分 |
| 後期高齢者医療保険料 | 第9期分 |
| 納期限 3月31日(火) | |
| 安全・確実・便利な口座振替で | |

文化会館 催し案内

◆ホール

| 月日 | 催し | 開演 | 終演 | 主催 | 入場 |
|-------------|-----------------------|-------|-------|-------------------------------------|----------------|
| 3/8 (日) | 第31回 愛川町民謡協会発表会 | 10:00 | 17:00 | 愛川町民謡協会 大矢 ☎286-6638 | 無料 (先着535人) |
| 3/14 (土) | 読書普及映画会 「魔法にかけられて」 | 13:30 | 15:30 | 図書館 ☎285-6963 | 無料 (先着535人) |
| 3/29 (日) | ピアノ発表会 | 13:00 | 17:00 | リトルフェロー ピアノの会 豊島 ☎285-5155 | 無料 (先着535人) |
| 4/1 (水) | 皐月流舞踊発表会 | 11:00 | 16:00 | 皐月流愛川支部 田中 ☎090-3133-6698 | 1,000円 |

◆展示

| 期間 | 催し | 主催 | 備考 |
|-------------------------|-----------------------|-----------------------------|---|
| 3/11(水) ┆ 3/22(日) | 愛川山岳会 「山の仲間の写真展」 | 愛川山岳会 内藤 ☎285-0365 | 最終日は 午前まで |
| 3/25(水) ┆ 3/29(日) | 愛川町押花協会 「5周年記念作品展」 | 愛川町押花協会 事務局 ☎281-6180 | 最終日は 15:00まで ※28・29日の午前 11時から押花体 験教室がありま す。(先着50人) |

※展示会場はすべて1階で、入場は無料です。通常の展示時間は午前9時から午後5時までです。

※問い合わせは直接主催者をお願いします。

スポーツ

スポーツ施設の抽選予約

スポーツ施設の利用予約は、スポーツ施設予約システムをご利用ください。

3月中は6月利用分の抽選予約ができ、抽選結果は、4月2日(木)から確認できます。また、メールアドレス登録者には、当・落選の結果をメールで送信しますので、当選者

は4月末日までに本予約を行ってください。末日までに本予約をしなかった場合は、翌日から空き施設として開放します。

予約できるスポーツ施設◆

田代運動公園・三増公園(テニスコートのみ)・第1号公園体育館・中津工業団地第1号公園・中津工業団地第2号公園・坂本運動場・坂本体育館・志田運動場・小沢ソフトボール場

※厚木市・清川村のスポーツ施設も抽選予

約できます。

※無断キャンセルにご注意ください。(愛川町の施設を2回無断キャンセルすると半年間予約ができなくなります)

問い合わせ◆スポーツ・文化振興課スポーツ振興班 ☎(直通) 285-6958

第3回神奈川県障害者スポーツ大会

障害者がスポーツを通じ、健康維持や社会参加を推進するため、「第3回神奈川県障害者スポーツ大会」を開催します。

| 競技会名 | 開催日 | 申込締め切り日 |
|-------------------|----------|----------|
| アーチェリー競技会(身体) | 4月12日(日) | 3月25日(水) |
| ボウリング競技会(知的) | 4月12日(日) | 3月25日(水) |
| 陸上競技会(身体) | 5月17日(日) | 3月18日(水) |
| 陸上競技会(知的) | 5月24日(日) | 4月1日(水) |
| 卓球・サウンドテーブルテニス競技会 | 6月7日(日) | 5月7日(木) |
| フライングディスク競技会 | 6月21日(日) | 5月13日(水) |
| 水泳競技会 | 7月12日(日) | 6月3日(水) |

対象◆県内に居住し、身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの13歳以上の方。
申し込みと問い合わせ◆申込締め切り日までに福祉支援課障害福祉班 ☎(内線) 3355へお申し込みください。

相談

●法律相談

3月6日(金)・13日(金) 午前10時～午後3時。役場相談室で弁護士が相談に。相談を希望する方は電話予約を。予約の受け付けは、相談日の11日前の月曜日から開始。(月曜日が祝日の場合は翌日) 住民課 ☎(内線) 3319 (有線) 4822

●消費生活相談

3月2日、5日、9日、12日、16日、19日、23日、26日、30日の午前10時～午後4時。役場相談室で消費生活専門相談員が相談に。(電話相談も可)

●交通事故相談

3月25日(水) 午後1時～4時。役場相談室で交通事故専門相談員が相談に。相談を希望する方は住民課へ電話予約を。

●不動産相談

3月26日(木) 午後1時～4時。役場相談室

【カサブランカ】

若さと健康の秘訣は社交ダンス

カサブランカは、発足して10年を迎えた社交ダンスのサークルです。現在のメンバーは男女合わせて12人で、毎週1回、タンゴやワルツ、ルンバなどを楽しく練習しています。

社交ダンスを美しく踊るためには、まず背筋を伸ばして姿勢を正しく保つことが大切です。「社交ダンスをやっている人で、腰が曲がっている人はいないのよ」と教えていただいたとおり、皆さん背筋がピンとしていて美しい姿勢の方がかり。メンバーの中には80歳近い方もいらつしやるのですが、どなたも若々しい印象を受けます。また、姿勢を正しく保つことで、体を支える内側の筋肉が自然と鍛えられ、腰痛の解消などの健康効果もあるそうです。

ダンスで使うのは、体だけではありません。「踊るためにはステップを覚えることが必要なので、自然と頭も使います。これが、脳の活性化にも役に立っていると思います」とのこと。社交ダンスの持つ美容と健康面への効果が、皆さんの若々しさの秘訣のようです。

現在、カサブランカでは、新しいメンバーを募集しています。性別、年齢を問いません。興味をお持ちの方は、お気軽にご連絡ください。見学も行っています。若さと健康のために、社交ダンスを始めてみませんか。

日時◆毎週金曜日 午前10時30分～午後0時30分

場所◆第1号公園体育館卓球場

会費◆1カ月2,000円 ※入会後1カ月間は会費無料です。

問い合わせ◆大堀 ☎285-1234



みんなのサークルファイル



わたしの
とっておき

このコーナーでは、あなたの自慢の作品を紹介させていただきます。家族やペットの写真・自作のイラストなどをお送りください。(営利目的や宗教・政治色が強いものは掲載できません)

応募方法◆町内在住の方で、作品と住所・氏名・年齢・電話番号・作品の解説などを明記の上お送りください。電子メールでも受け付けています。

あて先◆〒243-0392 角田251-1 愛川町役場総務課広報広聴班
電子メール◆koho@town.aikawa.kanagawa.jp

昨年の春、箕郷(群馬県高崎市)にて。芝桜の織りなす幾何学模様はすばらしいものでした。(田代・新井梅代さん)



鎌倉の冬ボタンです。寒い中、色鮮やかに咲く姿に元気をもらいました。(小沢・伊従さん)

中

学2年生が職場体験

～皆さんご協力ありがとうございます

ございました～

平成18年度からスタートした、町内の中学2年生による職場体験。ことしも1月19日から23日までの5日間にわたり、町内を中心に115事業所のご協力をいただきながら、有意義な職場体験をすることができました。

生徒たちが働いた事業所は、商店や工場、動物病院、農家、福祉施設など多種多様。「職場体験は私の宝物になり

ました」「仕事をするこの大変さや、やり遂げたときの達成感を感じました」「笑顔やあいさつが大切なことなど、たくさん学びました」などの感想が聞かれ、生徒たちが成長する良いきっかけとなったようです。

■教育委員会が文部科学大臣表彰を受賞

この職場体験の取り組みが評価され、町教育委員会がキャリア教育優良教育委員会として文部科学大臣表彰を受賞しました。熊坂教育長は「教育委員会が代表して賞をいただいたが、保護者のご理解、事業所・地域の方々のご協力、先生方のご努力のおかげ」と述べています。



豆腐の製造販売（愛川中）



アイスクリームの販売（愛川東中）



消防訓練（愛川中原中）

災

害時の緊急受け入れ
高齢者施設と協定を締結

1月14日、町内3つの高齢者福祉施設（特別養護老人ホーム志田山ホーム、同ミノワホームおよび介護老人保健施設せせらぎ）と町との間で、「災害時における要援護高齢者の緊急受け入れ等に関する協定」を締結しました。

この協定は、災害が発生したときなどに、在宅の寝たきり高齢者や認知症高齢者など支援を必要とする高齢者を緊急に受け入れていただき、災害に強いまちづくりの一翼を担っていただくものです。



広

報あいかわ
県広報コンクールで
最優秀賞に

県内の市町村が発行する広報紙を対象として、昭和30年から毎年開催されている神奈川県広報コンクールの広報紙町村部門で、「広報あいかわ 平成20年11月1日号」が最優秀賞に選ばれました。

企画・内容や文章、用語の使い方への評価のほか、同号の特集「携帯電話～便利さに潜む危険から子どもを守ろう～」は、具体性をもった好記事であるとの講評でした。

これからも、的確な情報をお伝えできる広報紙づくりに努めてまいります。



受賞した11月1日号

| | |
|----|--------------|
| 人口 | 43,761 (△34) |
| 男 | 22,699 (△17) |
| 女 | 21,062 (△17) |
| 世帯 | 17,247 (△2) |

3月

あいかわカレンダー

1 (日)

2 (月) 議会本会議 (1日目) 消費生活相談

3 (火) 議会本会議 (2日目) 4カ月児健康診査

4 (水) 議会本会議 (3日目)

5 (木) 消費生活相談

6 (金) 法律相談

7 (土)

8 (日)

9 (月) 消費生活相談

10 (火) 3歳6カ月児健康診査

11 (水) 司法書士法律相談

12 (木) 議会本会議 (4日目) 消費生活相談 行政書士相談
ハローワーク就労相談会 10カ月児健康診査

13 (金) 法律相談 1歳6カ月児健康診査

14 (土)

15 (日)

16 (月) 消費生活相談

17 (火) もぐもぐ赤ちゃんセミナー

18 (水) ヘルスあっぷ相談

19 (木) 消費生活相談 すくすく親子健康相談

20 (金)

21 (土) 住民課休日窓口

22 (日) 住民課休日窓口

23 (月) 消費生活相談

24 (火)

25 (水) 交通事故相談

26 (木) 消費生活相談 不動産相談 むしばいばい教室 2歳児歯科検診

27 (金) 議会本会議 (5日目)

28 (土) 住民課休日窓口 休日納税窓口

29 (日) 住民課休日窓口 休日納税窓口

30 (月) 消費生活相談

31 (火)



無病息災を祈る 八菅神社の火渡り

3月28日(土) 正午～



「あいかわ景勝10選」の一つ、八菅山と八菅神社。八菅山はかつての山岳信仰の聖地であり、八菅神社は修験者たちが集う道場として栄えてきました。

ここで毎年行われる火渡りは、1年の無病息災を祈る伝統行事です。山伏装束の人たちが燃え盛る火の中を歩く光景は、往時の荒行を今に伝え、この伝統行事を一目見ようと境内は多くの見物客でにぎわいます。

はだしになって参加することもできますので、無病息災を祈って皆さんも体験してみたいはいかがでしょうか。

問い合わせ◆商工観光課商工観光班☎(直通) 285-6948



休館のお知らせ

第1号公園体育館休館日

毎週火曜日

田代運動公園・三増公園陸上競技場休園日

毎週火曜日、23日(月)

町民活動サポートセンター休所日

毎週水曜日

文化会館・ラビンプラザ休館日

毎週火曜日

レディースプラザ休館日

31日(火)

図書館休館日

毎週火曜日、2日(月)